資料 1

実証機関選定の流れについて

環境省
（化学物質簡易ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ技術ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ）

８月３０日　第１回ワーキンググループ会合

▼

８月３１日　『実証試験要領』の策定・公表

▼

８月３１日　都道府県及び政令指定都市宛てに、実証機関の公募に関する通知を送付

▼

８月３１日
～
９月１３日　「実証機関」の公募

▼

９月２９日　第２回ワーキンググループ会合
質問事項等の確認
（検討員のみによる事前検討）
↓
ヒアリングの実施
（各県担当者への質疑応答）
↓
実証機関の選定・了承
（検討員のみによる最終確認）

▼

９月３０日　「実証機関」の決定・公表

▼

１０月上旬　「実証機関」契約手続き

地方公共団体

実証機関への応募
（申請書類提出）
- ■ 山口県
- ■ 兵庫県
- ■ 愛知県

実証機関への応募について説明
- ■ 山口県
- ■ 兵庫県
- ■ 愛知県